

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>組織犯罪対策の充実強化を図るため、民間企業が提供するAIを活用したSNS等ビッグデータモニタリングシステムを利用するものであるが、当該システムは唯一、警察業務に特化した性能を有しており、その機能を最大限に利用して効率よく必要な情報を入手することができる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当該システムの提供元である株式会社JX通信社の販売証明により、当該システムを調達できる相手先はパナソニックコネクト株式会社以外にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。